

## 令和 6 年度社会福祉法人美谷会事業計画

昭和 30 年 10 月に社会福祉法人として児童養護施設美谷学園の認可を得て 68 年、昭和 42 年 2 月障害福祉分野に進出後 57 年、平成 12 年 3 月老人福祉分野に着手後 24 年、令和 2 年 4 月に地域活動支援事業に着手、令和 3 年に岐阜県地域生活定着支援センター事業、自立準備ホームの運営開始、令和 5 年に障害者通所事業の再編成と、激変する取り巻く環境に対応して参りました。

昨今の、世界的紛争による電力等諸物価の異常高騰・コロナ事情・災害対応等に起因する予期せぬ事業の収支バランスの悪化のなか、益々少子高齢化渦中での人材確保対策としてベトナム・ミャンマー・インドネシア・インドからの留学・特定技能・技能実習生等の雇用を進めています。

加えて、取り巻く環境の主の流れとなっている福祉サービスの地域化推進・サービス利用必要者に対しての事業の供給は、本会理念「全ての人に寄り添い、人と人の結（むすびつき）を大切に、未来に向けて共に歩みます」の下、地域共生社会の実現・持続可能な法人運営（世代交代・若手育成強化）がより求められているものと考えます。

これらのことから、令和 6 年度の事業の実施概要を以下のとおりとします。

### 1 令和 6 年度役員等会議の開催予定

イ 理事会	4 回／年
監事による監査	令和 6 年 6 月
ロ 定時 評議員会	令和 6 年 6 月
臨時 評議員会	2 回／年

### 2 社会福祉事業

- 社会福祉法第 2 条第 2 項に定める第一種社会福祉事業（夫々の事業計画は別掲）
  - イ 児童養護施設の経営（美谷学園 定員 47 名、本体 35 名・小規模 12 名）
  - ロ 障害者支援施設の経営（美谷の里 入所支援 135 名）
    - （ 同 生活介護 145 名）
    - （ 同 短期入所 7 名）
  - ハ 特別養護老人ホームの経営（飛鳥美谷苑 定員 100 名）
  - ニ 軽費老人ホームの経営（ケアハウス 飛鳥美谷苑 定員 15 名）
  - ホ 養護老人ホームの経営（各務原市慈光園 定員 52 名）
- 社会福祉法第 2 条第 3 項に定める第二種社会福祉事業（夫々の事業計画は別掲）
  - イ 障害福祉サービス事業の経営
    - \*生活介護（美谷の風 生活介護 80 名）
      - （主 美谷の風 65 名）
      - （従 ライブリーM 15 名）
    - \*共同生活援助（ちゅうのうみに 共同生活援助 43 名）
      - （グループホーム） 関エリアホーム 2ヶ所 8名

寺尾エリアホーム 2ヶ所 11名  
美谷ホーム 1ヶ所 8名  
けやきホーム 1ヶ所 10名

\*短期入所（県・市委託）

ロ 老人デイサービス事業の経営 デイ飛鳥美谷苑 25名  
ハ 老人居宅介護支援事業の経営 介護相談センター飛鳥美谷苑  
ニ 老人短期入所事業の経営 飛鳥美谷苑 20名  
ホ 相談支援事業の経営 美谷の里（委託、中濃4市7町1村）  
飛鳥美谷苑（実績、各務原市）  
へ 地域活動支援センターの経営 花ノ木

□ 社会福祉法第26条に定める公益事業

イ 地域包括支援センター事業 飛鳥美谷苑  
ロ 更生保護事業（H7 更生保護事業法法律第86号）  
自立準備ホーム かえで寮  
ハ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業  
ニ その他福祉に関する事業

□ 児童福祉法第6条の2第1項に定める障害児通所支援事業

イ 放課後等デイサービス 結ふる美谷東京 10名

□ 県条例第十六号に基づく地域活動支援センター事業

イ 地域活動支援事業

□ 県・市町村からの委託事業

イ 短期入所児童受入れ事業（一時保護）  
ロ 緊急一時保護事業  
ハ 岐阜県地域生活定着支援センター運営事業

3 ボランティア等育成事業他

①施設の行う行事への参加促進

②実習生・研修生の受け入れ

養成校（短大・大学・看護師・専門）、教員養成大学、地域の小・中・高校

③緊急雇用創出事業、代替職員確保による現任介護職員の研修等支援事業等

④機関紙の発行

児童施設

「美谷だより」

障害者施設

「美谷の里だより」「美谷の風だより」

高齢者施設

「ゆいまーる通信」「やすらぎ」

「あすか」「結通信」

障害児通所支援

「結ふる美谷東京通信」

4 福祉サービスの質の向上のための取組（社会福祉法78条）

○サービス点検委員会（全施設） 年6回

○各務原市慈光園運営適正委員会 年2回

○第三者評価事業（美谷学園・結ふる・飛鳥美谷苑他）

## 5 委託事務・管理事務等

- 社会福祉充実計画の支援業務委託、経理事務処理等顧問委託、顧問弁護士事務所委託、施設の管理事務（入所者の安全衛生、資産の管理、職員の福利厚生、災害対策、契約）

## 6 研修等

- 役員等の経営研修への派遣（随時）
- 7施設運営協議会（月1回）

## 7 施設整備事業他事業展開基盤

- (1) 美谷学園 地域分散化の推進
- (2) 結ふる美谷東京 安定的利用者確保
- (3) 美谷の里 老朽設備の改修、地域移行推進
- (4) 美谷の風 新事業所開設に伴う再編
- (5) ちゅうのう 安定的建物確保、新規 GH の開設
- (6) 飛鳥美谷苑 安定的利用者確保、人材確保、障害者市内 GH の具体化
- (7) 慈光園 各務原市指定管理再委託、人材育成
- (8) 岐阜定着支援 人材育成及び事業基盤強化

## 8 特記

- 法人運営基盤強化特別事業

### (1) 法人本部事務局機能の強化・再編

- ①法人事業計画の一括管理（建替、大規模修繕、新設等）
- ②基本財産の管理等、法人事務局機能の明確化
- ③人材育成、施設整備、目的積立資金、資金運用、外国人雇用等のため人材供給国の確保等

### (2) 再投下可能な財産の明確化による福祉サービスへの再投下計画（社会福祉充実計画）

### (3) 地域公益事業として

- ①認定生活困窮者就労訓練対象者の受け入れ（飛鳥美谷苑）
- ②法定後見制度利用支援事業
- ③ら・ら・らカフェ（認知症カフェ）の開催（飛鳥美谷苑） 年8回
- ④地域活動支援センター認知症カフェの開催（花ノ木） 月1回
- ⑤子ども食堂（関市街 一ツ山）開設準備

### (4) 各事業所運営規程の見直し

### (5) 外部監査・内部統制監査の導入について

### (6) 委員会活動の強化

- 総合企画委員会、外国人雇用委員会、建設委員会
- 生活困窮者就労支援委員会、法定後見つなぎ支援委員会
- 規程等見直委員会、役員候補検討委員会